(宛 先)

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和 2 年 (0月、5日

令和2年10月28日(水) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- ④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): <u>住友化学株式会社</u>	,
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ⊻ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	▶ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料 ┃
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 💆 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無し
特記事項	
	لـ
②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾー	·ルの残留基準の設定について
企業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社	,
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度] 🗆 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料 ┃
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	.,
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 🗓 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無:□ 有り 🗹 無し
特記事項	
	·
L	_
③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について	
O THE RESERVE TO THE PROPERTY OF THE PROPERTY	
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社	受取の有無: □ 有り ∀ 無し
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u> ● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額 ロ 50万円以下 ロ 50万円超~500万円以下
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 150万円超~500万円以下
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ で取額の内訳]	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u> 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u>	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u>	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u>	当該年度における受取額
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(■ 申請資料等の作成に密接に関与	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り (無し
<u>企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り (無し

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

	<u>企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社</u>	,
•	寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
	受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額
	□ 平成30年度	】 □ 50万円以下
	□ 令和元年度	▶ □ 50万円超~500万円以下
	□ 令和2年度	」 □ 500万円超
	【受取額の内訳】	
	□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
	□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
	□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
	□ その他(
•	申請資料等の作成に密接に関与	
•	▶審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無:□ 有り 🗹 無し
ſ	- 特記事項	٦
Į	_	
(51食品中のプロクロラブの建図其準の設定について	
(⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	
(
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ▽ 無し
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
		当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 管財額の内訳] □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(当該年度における受取額
•	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令称2年度 □ 管財金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ すり
•		当該年度における受取額
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令称2年度 □ 管財金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ すり
•		当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ すり
•		当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ すり

(宛 先)

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審查課 残留農薬等基準審查室 肉介行中

〒100-8916

電話

東京都干代田区霞が関1-2-2 03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和 2年/0月/9日

令和2年10月28日(水) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会展薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のエタポキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンペンダゾールの残留基準の設 定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- ④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

氏 名

企業名(申請企業等): 住友化学株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度□ 令和元年度	□ 50万円以下 □ □ 50万円超~500万円以下
	」□ 50万円超~500万円以下
【受取額の内訳】	J 00035, 7,02
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企案の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	一 該当の有無: □ 有り 凹 無し→ 該当の有無: □ 有り 口 無し
「特記事項	→ 該当の有無: □ 有り (月) 無し
L	J
②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール	ルの残留基準の設定について
企業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度□ 令和元年度	口 50万円以下 口 50万円超~500万円以下
口 令和2年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	3 2 3 3 3 3 3
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	ロ コンサルタント料・指導料
□ 符許権・特許使用料・商標権による報酬	ľ
□ 講演料 □ 原稿執集料 □ 当該企業の株式	
□ その他())	一
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無・□ 有り (足) 無し
「特記事項	
	J
③食品中のテオキサザフェンの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	一 受取の有無: 口 有り 口 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 ロ 平成30年度	当該年度における受取額
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 奇附金(奨学奇付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
日 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ ぶ原稿教筆料 □ 当該企業の株式	
● 申請資料等の作成に密接に関与	
▼ 研員科等の下級に登扱に対す● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	一 該当の有無: 口 有り (口 無し
特記事項	
·	
	_

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

	企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社	. /
•	● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 - 受取の有無: □ 有	J D 無L
	受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における	5受取額
	□ 平成30年度] □ 50万円以	<mark>የ</mark>
	□ 令和元年度 🔭 🗀 50万円起	3~500万円以下
	□ 令和2年度 □ 500万円	超
	【受取額の内訳】	
	□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ コンサルタント料・指導料	
	□ 特許権·特許使用料·商標権による報酬	•
	□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
	口 その他()	1.
•	● 申請資料等の作成に密接に関与 ー 該当の有無: □ 有	りは/無し
•	● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	りに対無し
٢	「特記事項	٦
ı	· ·	
-		ĺ
L	-	_
L		_
L	⑤食品中のブロクロラズの残留著準の設定について	_
C	⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	,
C.		,
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	<u></u>
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 - 受取の省無: ロ 有明	
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 - 受取の省無: ロ 有り 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における	5受取額
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て) 額 ー 受取の有無: □ 有場 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における ロ 平成30年度 コ 50万円以	5受取額 「下
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u>	6受取額 下 1~500万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 - 受取の有無: □ 有場	6受取額 下 1~500万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 - 受取の有無: □ 有場	6受取額 下 1~500万円以下
	企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	6受取額 下 1~500万円以下
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超
	<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5受取額 1下 1~500万円以下 超

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛*彻* 字

〒100−8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2423 (16時以降) 03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和 2 年 10月23日

令和2年10月28日(水) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- ④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職 明治菜科大学 特任教授 氏名 了2 山 旅 教

<u>企業名(申請企業等): 住友化学株式会社</u>	/
寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	。 当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
○ 令和元年度	▶ □ 50万円超~500万円以
□ 令和2年度	□ 500万円超
受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
	ローコングルダンド科・指令科
特許権・特許使用料・商標権による報酬	
] 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
〕 その他()))))	
請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り Ø _/ 無
議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無
記事項	7
	_
	TA 571 + 34
食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾー	ルの残留基準の設定について
** 5 / 5 =	/
業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社	With o the same of the
付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ២ 無
取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	▶ □ 50万円超~500万円以
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
受取額の内訳】	-
	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	La Company of the Com
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他())))	
請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無
議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無
記事項	7
は品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について	
:業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社	The state of the s
付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無:□ 有り 四⁄無
取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度] 🗆 50万円以下
	□ 50万円超~500万円以
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他(
青資料等の作成に密接に関与	
議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 12 無
記事項	
	Trial date that the first transfer and diff.

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): ダウ·アグロサイエンス日本株式会社	/
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	」当該年度における受取額
□ 平成30年度	口 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	,
● 申請資料等の作成に密接に関与	
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
「特記事項	7
○◆ □ + の → □ + □ = ブの 辞 町 甘 準 の 辿 中 に へい ブ	
⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
●申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無:□ 有り ☑ 無し
「特記事項	7

(宛 先)

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和 2 年 /0月/9日

令和2年10月28日(水) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- ④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職国立座架设品衛生研究所食品部第一室長 氏名根本了

企業名(申請企業等): 住友化学株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	 → 受取の有無: □ 有り ☑ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	├ □ 50万円超~500万円以下
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 窓港の公共は1980年にはませると考えられる特別の利害問係	→ 該当の有無: □ 有り 図 無し → 該当の有無: □ 有り 図 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無:□ 有り ☑ 無し
「特記事項	
	1
	_
②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール	ルの残留基準の設定について
<u>企業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社</u>	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 🗹 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額
□ 平成30年度	口 50万円以下
□ 令和元年度	├─ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
日 特許権·特許使用料·商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 図 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
特記事項	
L.	_
③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): パイエルクロップサイエンス株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
	」 🗆 500万円超
【受取額の内訳】	-
□ 寄附金(奨学寄付金合む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 🛂 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 またままま	→ 該当の有無: 🔲 有り 🗹 無し
;特記事項 :	7
_	I

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

<u>企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社</u>		
● 奇付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 図	無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額	
□ 平成30年度	】 □ 50万円以下	
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万	円以下
□ 令和2年度	□ 500万円超	
【受取額の内訳】		
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料 │	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		
□ その他(
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ☑	無し
■ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 図	無し
「特記事項	2	7
13 Ho J. M		
		•
		J
⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について		
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社		
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無:□ 有り 🗹	無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額	
□ 平成30年度	□ 50万円以下	
□ 令和元年度	├ 🗀 50万円超~500万	円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超	
【受取額の内訳】		
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料 │	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		
□ その他()		無し
□ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
□ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		無し 無し
□ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
□ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審查課 残留農薬等基準審查室 宛

〒100−8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03(5253)1111 (内線4289)

03(3595)2423 (18時以降)

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX) FAX

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和 2年 10月 23日

令和2年10月28日(水)薬事·食品衛生審議会食品衛生分科会農薬·動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設 定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- ④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

日本生活協同組合連合会組織推進本部長 現職

氏 名

<u>企業名(申請企業等): 住友化学株式会社</u>	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 🕡 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	、 当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	,
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 🛂 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ▽ 無し
● 番成の五十四に焼感を上してきるこうたられる特別の利吉関係 「特記事項	
行心事快 	
	ل ا
②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾー	ルの残留基準の設定について
②及品 下のパラバラエンテラール、フェバン・ル次 () フェン・ファラ	700次田坐中の欧之について
^ 4k /2 / ± =± ^ 4k /4 ^ \	
<u>企業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社</u>	
▶ 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 【 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	」 当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ▽ 無し
■審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🗸 無し
- 特記事項	•]
_	
③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社	/
寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 【 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	〕 □ 50万円以下
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
申請資料等の作成に密接に関与	
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ▽ 無し
「特記事項	
, IJ HU 구·저	

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
● 奇竹並・美杓並寺の支取(割ヨモ)額	→ 受取の有無: □ 有り 🗸 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	】 □ 50万円以下
	- □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	<u>, </u>
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他(
● 申請資料等の作成に密接に関与	
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ▼ 無し
● 番戚の五十日に残忍を主じてきるころんの私の特別の利吉関係 「特記事項	→ 政当の行無・口 行り ▼ 無し
付記事項 	
	_
⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	
企業夕(由詩企業等)・ エフェルシー・ケミカルズ株式会社	
<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ■ 客付金・契約全等の受取(割当て)類	→ 祭取の有無:□ 有川 √ 無川
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り √ 無し ※該在度における恩取類
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金·契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金·契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金·契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ □ 50万円超~500万円以下
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金·契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】	当該年度における受取額
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金·契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ □ 50万円超~500万円以下
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	当該年度における受取額
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	当該年度における受取額
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(当該年度における受取額
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し
 ຈ 付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 下空契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 □ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 □ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 □ おおからに対します。 	当該年度における受取額
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し
 ຈ 付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 下空契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 □ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 □ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 □ おおからに対します。 	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し
 ຈ 付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 下空契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 □ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 □ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 □ おおからに対します。 	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し

(宛 先)

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審查課 残留農薬等基準審查室 宛

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

FAX

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降) 03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和2 年/0 月22 日

令和2年10月28日(水) 薬事·食品衛生審議会食品衛生分科会農薬·動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設 定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- ④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

元(一社)日本植的防疫协会技術顧問 氏 名

企業名(申請企業等): 住友化学株式会社	,
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度] □ 50万円以下
□ 令和元年度	口 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ /無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 位 無し
特記事項	٦
	J
②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾー	ルの残留基準の設定について
	A A S A S A S A S A S A S A S A S A S A
企業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社	,
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 🗹 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	1 □ 50万円以下
□ 令和元年度	口 50万円超~500万円以下
	□ 500万円超
【受取額の内訳】	J L 0003111/kg
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	3 -2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記 事 項	٦
45 5	
*	
③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について	
少良田中のフォイックフェンの法国毎年の政定につい て	
△娄々/中華△娄笠)・ ペノエリカロップサノエンフザー・	
企業名(申請企業等): パイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
♥ 町刊金・実利金等の受取(割当で)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	1 □ 50万円以下
□ 令和元年度	口 50万円超~500万円以下
	□ 500万円超
【受取額の内訳】	2 5 5 5 5 5 7 1 1 1 2
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	—
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記事項	7 /

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社	
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	A D STANDON TAK IN IN
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記事項	٦
	ا
⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	
● 及品 「	
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	What he was the same of the sa
<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下
<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下
企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ コンサルタント料・指導料 □ オリ
企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令称金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ コンサルタント料・指導料 □ オリ
 企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 中成30年度 令和元年度 令和2年度 【受取額の内訳】 「審附金(奨学寄付金含む) 「特許権・特許使用料・商標権による報酬 「講演料」 「原稿執筆料」 」当該企業の株式 一その他(申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ コンサルタント料・指導料 □ オリ
 企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 中成30年度 令和元年度 令和2年度 【受取額の内訳】 「審附金(奨学寄付金含む) 「特許権・特許使用料・商標権による報酬 「講演料」 「原稿執筆料」 」当該企業の株式 一その他(申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 □ コンサルタント料・指導料 □ オリ

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審查課 残留農薬等基準審查室 宛

〒100-8916

電話

FAX

東京都千代田区霞が関1-2-2 03(5253)1111 (内線4289) 03(3695)2423 (18時以降) 03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和 2. 年10月15日

令和2年10月28日(水) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申謂に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について
- ②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について
- ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について
- 4)食品中のフェンプコナソールの残留基準の設定について
- ⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職 氏 名

企業名(甲謂企業等): 在发化学株式会社	
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)顧	→ 受取の有無: □ 有り 細し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
] □ 50万円以下
口 平成30年度	
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
	The second secon
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	· ·
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 、 無し
	₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ W
『特記事項	
L	,
	•
②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール	ルの残留基準の設定について
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
企業名(申請企業等): meiji seikaファルマ株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 、☑ 無し
▼ 可作文 炎心元子シス以(前) コンガ	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	┣ □ 50万円超~500万円以下
□ 令 和2年度	
【受取額の内訳】	
口 奇附金(奨学寄付金含む) 口 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
	> > > > > 1 1 1 1 1 1 1 1 1
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	a => y // >> (41 18-9-91
□ 特許權・特許使用料・商標権による報酬	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(<u> </u>
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り V ̄ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(● 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(● 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による和酬 □ 請演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による和酬 □ 請演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 書議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による和酬 □ 請演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 書議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による和酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について ・企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 譲渡料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について ・企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について ・企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 ・受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し ● 受取の有無: □ 有り ☑ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について ・企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 ・受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	→ 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 受取の有無: □ 有り ※ 無し 当該年度における受取額
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について ・企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 ・受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し ● 受取の有無: □ 有り ☑ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 管験額の内訳]	→ 該当の有無: □ 有り 無し 無し 無し 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 管験額の内訳]	→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による和酬 □ 請演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 中和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 請演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	→ 該当の有無: □ 有り 無し 無し 無し 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による和酬 □ 請演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 中和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	→ 該当の有無: □ 有り 無し 無し 無し 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ■ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執金料 □ 当該企業の株式	→ 該当の有無: □ 有り 無し 無し 無し 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 中和2年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 等附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執鑑料 □ 当該企業の株式 □ その他(→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ■ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 中和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 守附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執鑑料 □ 当該企業の株式 □ その他(■ 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り ※ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 中和2年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 等附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執鑑料 □ 当該企業の株式 □ その他(→ 該当の有無: □ 有り
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ■ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 管附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(■ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り ※ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ■ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 中和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 守附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執鑑料 □ 当該企業の株式 □ その他(■ 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り ※ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ■ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 管附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(■ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り ※ 無し
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社 ■ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 管附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(■ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 書談の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し → 該当の有無: □ 有り ※ 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り ※ 無し

@食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社	4
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	- 受取の有無: □ 有り - 石 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	】 □ 50万円以下
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和2年度	□ 600万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	ロ コンサルタント料・指導料
□特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執章料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
● 無識の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
一体記事項	
物心学 境	
· ·	
L	-
⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	
⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・函約金等の受取(割当て)額	
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・褒約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・妥約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度	当該年度における受取額 ロ 50万円以下
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・妥約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額 ロ 50万円以下 ロ 50万円超~500万円以下
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・図約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度	当該年度における受取額 ロ 50万円以下
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・妥約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 600万円超
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・図約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 令和2年度 □ 奇附金(奨学寄付金合む) □ 研究契約金	当該年度における受取額 ロ 50万円以下 ロ 50万円超~500万円以下
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・図約金等の受取(割当で)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 [受取額の内訳] □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 600万円超
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・図約金等の受取(割当で)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 精液料 □ 原稿執着料 □ 当該企業の株式	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 600万円超
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ● 寄付金・図約金等の受取(割当で)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 [受取額の内訳] □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・図約金等の受取(割当で)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 [受取額の内訳] □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 精演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 2 無し
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・剱約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和完年度 □ 令称金(要学寄付金合む) □ 寄附金(要学寄付金合む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 精演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 翻薦の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・図約金等の受取(割当で)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和2年度 [受取額の内訳] □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 精演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 2 無し
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・剱約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和完年度 □ 令称金(要学寄付金合む) □ 寄附金(要学寄付金合む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 精演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 翻薦の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 2 無し
企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社 寄付金・剱約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ 令和完年度 □ 令称金(要学寄付金合む) □ 寄附金(要学寄付金合む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 精演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他(□ 申請資料等の作成に密接に関与 ■ 翻薦の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 2 無し